

## 取手地方広域下水道組合排水設備・施工基準

### 1. 汚水枵

- ① 枵設置箇所
  - (1) 排水管の起点, 屈曲点, 合流箇所
  - (2) 〃 の勾配, 管種, 管径が変わる箇所
  - (3) 〃 が直線である場合は, 管径の120倍以内の適切な箇所
- ② 各枵の内径は, 概ね15cm以上とし, 底部は, 汚水枵について接続する管径に応じインバートを設ける。
- ③ 防臭の必要上コンクリート製、鋳鉄製、樹脂製、又は硬質塩化ビニール製の密閉蓋を使用する。
- ④ 関係接続管の管径及び交角に応じた曲線でインバートを切る。
- ⑤ 汚水を排除するための排水設備は、硬質塩化ビニール製汚水枵に固着させる場合には、汚水枵の流入管と接着接合又はゴム輪接合で排水上有効に連結し、コンクリート製汚水枵に固着させる場合にあつては、汚水枵のインバートの上流端の接続孔と管底高に違いの生じないようにし、かつ、枵の内壁に突き出さないようにさし入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。
- ⑥ 荷重を受ける箇所等、特別頑丈な構造にする必要箇所及び、公共枵には基礎コンクリートを打つ。又樹脂製の枵を使用する場合は、砂を敷き、床を十分突き固め、軟弱地盤の場合は、砂利等を敷き、捨てコンクリートを敷き、枵を設置する。
- ⑦ 枵の天端は、地盤面より高くして雨水の流入を防止する。(造園による土盛りが予想される場合は、予め高くする。)
- ⑧ 排水設備にトラップを有しない箇所で、必要な箇所にはトラップ枵を用いる。
- ⑨ 便所からの排水が流入する箇所には、段差付きの枵を設置する。

### 2. 排水管

- ① 排水管の管径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表による。

	排水人口	排水管の内径
汚 水 管	溜 枵	75mm以上
	延長3m以下(注)	75mm以上
	150人未満	100mm以上
	150人以上300人未満	125mm以上
	300人以上500人未満	150mm以上
	500人以上	200mm以上

(注) 一つの建築物からの排水

② 機器に接続する排水管の管径

排水 管 の 種 別	排水管の内径
小便器、手洗器又は洗面器	50mm以上
浴槽、台所、洗濯機等の雑排水	75mm以上
大便器	100mm以上

③ 排水管の勾配

排水管の内径	勾 配
φ100	2.0%以上
φ125	1.5%以上
φ150	1.3%以上
φ200	1.0%以上

流速が平均して 1.2m/s 前後になるようにし、最小で 0.6m/s 以上になるようにする。

④ 排水管の土被 (標準)

地目種別	排水管の土被	備 考
宅 地	20cm以上	一般の住宅地内 ※車輛が出入りして荷重がかかる箇所については土被に注意すること。
歩 道	75cm以上	
私 道	45cm以上	
車 道	120cm以上	

⑤ 床付けは平坦にして、厚さ10cm以上に良質の土砂か又は砂を敷き、良く突き固めながら勾配をとる。

⑥ 埋め戻しは、土砂を15～20cm層に分けていれ、層ごとに、良く突き固める。この際、空洞が生じたり、固形物を一緒に埋め込まないように注意する。

3. 油脂遮断装置 (グリーストラップ)

油脂類を多量に排除する箇所には、油脂遮断装置を設ける。

#### 4. 器具について

##### ① 防臭装置（トラップ）の構造

- (1) 器具用トラップの水封深は50～100mmが標準である。
- (2) 構造が簡単で破損しがたく、流水内面が平滑であること。
- (3) 器具に接続しやすく、検査、掃除が容易なこと。
- (4) 非吸水性、耐食性の材質であること。
- (5) 適当な水封の深さを有し、水封を失いにくい構造であること。
- (6) 排水自身の作用によりトラップ内部を洗浄させること。
- (7) 二重トラップにならないよう注意すること。
- (8) トラップ枡を設置する場合は掃除口を設置すること。

#### 5. ポンプ施設

- ① 地下室その他汚水の自然流下が十分でない箇所に設置。
- ② 汚水が逆流しない構造であること。
- ③ ポンプ設置補助の対象となる場合もあるので、ポンプを設置する場合は事前に協議すること。

#### 6. 除害施設

条例第5条及び条例施行規則第4条による除害施設設置基準に該当する場合は、事前に組合と協議する。

#### 7. その他

- ① この基準に掲げるものは、取手地方広域下水道組合下水道条例及び同条例施行規則に基づくものであり、その他設計、施行に当たり必要な事項について明記するものである。
- ② この基準表に掲げるものの他は、排水設備（日本下水道協会発行）による基準を準用する。
- ③ 外流しは、深さ15cm以上の泥ため枡を設置し、汚水に接続すること。
- ③ 上記に該当しないものが生じた場合は、その都度当組合と協議する。
- ④ 排水設備業務に係る問合せ先は、経営課 排水普及係 Tel.0297-74-4170 とする。